

まぐわ環境だより

令和5年1月発行：環境推進課

●生ごみ処理機補助金

令和4年度から、補助率と上限金額を拡大いたしました。

今年度も、生ごみ処理機を購入される方にごみの減量化を目的に購入補助金を交付しています。

【対象者】

- ・菊川市に住民票があり、現在お住まいの方
- ・市税を滞納していない方（同一世帯に属する方も含む）
- ・市内の販売店で購入する方
- ・過去5年以内に市から処理機器の購入補助を受けていない方



【対象機器】

- ・バイオ式生ごみ処理機…購入金額の2/3以内、上限7万円
- ・乾燥式生ごみ処理機 …購入金額の2/3以内、上限7万円
- ・コンポスト容器 …購入金額の2/3以内、上限7千円

問い合わせ：環境推進課環境推進係（TEL35-0916）

●竹粉配布再開します！



コンポストは虫が発生するし、においが、

竹粉が解決！！



【竹粉の効果】

- ・生ごみに竹粉を混ぜると、においを抑えてたい肥をつくることができる！

【配布場所】

- ・市役所本庁1階 環境推進課(堀之内61番地)

※在庫がなくなった際、その場でお渡しできない場合がございますので、ご了承下さい。



「のら猫」について

菊川市では現在、のら猫に関する相談が多数寄せられています。



「のら猫が、いつも庭にフンをしていく。」
「のら猫を他の場所に連れて行ってほしい。」
「市や保健所で処分してくれないか。」

といった要望も寄せられます。

しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市などで処分や捕獲することができません。

ただ、のら猫をそのままにしておくと、爆発的な勢いで増え、「猫が好きな人」と「猫が嫌いな人」のトラブルにつながる可能性があります。

のら猫への無責任なエサやりは迷惑です

のら猫がかわいそうという思いからのエサやりでも、ルールを守らないとトラブルの原因となります。のら猫にエサを与えることで、周囲の方々や猫自身からも「飼い主」として見られます。のら猫にエサを与える場合でも、最低限次のルールを守ってください。

・エサの置きっ放しはやめましょう

カラスやハエ等が集まってしまいます。食べ残しはきちんと片付けてください。

・フン等の掃除をしましょう

周辺美化に努めてください。決められた場所に猫用のトイレを用意しましょう。

・不妊・去勢手術をしましょう

猫は繁殖力の強い動物です。不幸な猫を増やさないよう、不妊・去勢手術をしましょう。

のら猫から被害を受けない対策

・忌避剤の利用

ハーブ類を植える、塩素系消毒薬を100倍に水で薄めてまき、空き缶等に入れて通路などに置く。

・侵入防止用の器具等の利用

ごみをあさらないようにごみに網をかける。
水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
庭や花壇、入られては困る場所に、
市販の忌避剤や猫よけシートを設置する。

問合せ：環境政策係

電話：0537-35-0916

FAX：0537-35-0981